

白糠高校生海外留学支援業務委託公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、「白糠高校生海外留学支援業務」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、「白糠町プロポーザル方式実施要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 白糠高校生海外留学支援業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和10年1月31日まで

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1業者を決定し、白糠高校生海外留学事業参加希望者がいる場合に業務を委託する。

4 見積限度額

委託料の見積限度額は、令和8年度分は3,000,000円、令和9年度分は3,500,000円とする。

※ 町の会計年度が4月から3月となっているため、年度区分を設けるものであり、令和8年度分は「令和8年4月1日から令和9年3月31日」の分とし、令和9年度分は「令和9年4月1日から令和10年3月31日」分とする。

※ 総額6,500,000円で、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。

5 日程

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年3月17日（火） |
| (2) 参加表明書等提出期限 | 令和8年3月30日（月） |
| (3) 企画書等提出期限 | 令和8年4月16日（木） |
| (4) プレゼンテーション審査日 | 令和8年4月27日（月） |
| (5) 審査結果公表予定日 | 令和8年4月30日（木） |
| (6) 契約締結予定日 | 令和8年6月1日（月） |

6 参加資格

本業務に係る提案に参加できる者は、次の要件を満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 白糠町物品等入札参加資格（役務）を有する者であること。
- (3) 応募の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状況が著しく不健全で

ある者でないこと。

7 参加申込

本業務に参加を希望する業者は、下記記載の事項に留意の上、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 参加表明書（要綱別記様式第1号）
 - イ 登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの）又は会社概要がわかるもの
 - ウ 業務実績（任意様式）
- (2) 提出期限 令和8年3月30日（月）17時00分まで
- (3) 提出方法 持参又は郵送、電子メール送信
- (4) 提出先・問合せ 〒088-0392 北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1
白糠町教育委員会管理課総務係
電話番号：01547-2-2171（内線264）
メール：kyouikusoumu@town.shiranuka.lg.jp
- (5) 合否の通知 要綱に基づき令和8年4月2日（木）までに通知文を发出する。

8 企画提案

参加申込で合格の通知を受けた業者は、下記記載の事項に留意の上、次の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - エ 企画提案書（任意様式）
 - オ 見積書（任意様式）
 - カ 緊急時対応書（様式1号）
- (2) 提出部数 5部（正本1部、副本4部）
- (3) 提出期限 令和8年4月16日（木）17時00分まで
- (4) 提出方法 持参又は郵送（FAX、電子メールは不可）
- (5) 提出先・問合せ 「7 参加申込」と同様

9 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
質問は、様式2号で作成すること。電子メールで受け付けるので、メール件名には「白糠高校生海外留学支援業務に関する質問事項」と明記し、メール送信後、管理課総務係へ電話で受信の確認を行うこと。
- (2) 受付期間
令和8年4月3日（金）～令和8年4月10日（金）17時00分まで
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、到着後3日以内（土日祝を除く）にメールで回答するものとする。

10 第1次審査・選考方法

第1次審査は、プロポーザル選定委員会（以下、選定委員会という）において、提出された企画提案書、見積書、緊急時対応書の書類審査を行い、可否の結果を令和8年4月21日（火）までに通知文を発出する。

11 第2次審査・選考方法

第2次審査は、選定委員会において、プレゼンテーション・ヒアリングにより審査を行い、可否の結果を4月30日（木）までに通知文を発出する。なお、日程等は、次のとおりとする。

- (1) 日 程 令和8年4月27日（月）
- (2) 方 法 対面又はオンライン形式
- (3) 説明時間 30分程度（20分説明、質疑応答10分）
- (4) 留意事項

ア ヒアリングは選定委員会が行い、説明者は3名以内とする。説明用のプロジェクター及びスクリーン等が必要な場合は、事前に申し出ること。

イ 参加事業者が1社であってもプロポーザルは実施する。

ウ 総得点が同点の場合は、選定委員会での協議により決定する。

エ 審査は個別に行い、非公開とする。

12 第1次審査及び第2次審査の審査項目等

審査項目		評価基準内容	配点
1	業務実績	・同種の業務実績はあるなど、柔軟な対応が可能か ・事業を遂行できる能力を有しているか	15点
2	実施体制・スケジュール	・業務を実施するための体制が整っているか ・業務スケジュールに無理はないか	15点
3	企画提案	「留学前オリエンテーション編」 ・留学前の研修等があるか	10点
		「留学先高校編」 ・留学先高校は充実したカリキュラムか	10点
		「ホームステイ先編」 ・ホームステイ先での生活面に不安はないか	10点
		「サポート体制編」 ・現地でのサポート体制や、緊急時の対応は適切か	20点
4	独自提案	・独自提案があるか	10点
5	価格	・価格が企画内容に対して適切か	10点
配点計			100点

13 採用の通知

提案書を採用された者に対しては、要綱第13条に基づき採用された旨を書面により通知する。

14 不採用理由の通知

提案書を採用されなかった者に対しては、要綱第14条に基づき採用されなかった旨とその理由を書面で通知する。

15 提案書の取扱い

- (1) 提出された提案書は、提出者に無断で提案の採否決定以外の目的に使用しない。
- (2) 提案書の再提出は、提出期間内に限り認め、提出期限後における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、その提案書を無効とする。

16 提案者の失格条項

次のいずれかに該当した者は、失格とする。

- (1) 提案者の資格要件を満たさない者。
- (2) 提案者提出期限に遅れた者、または、ヒアリングに出席しなかった者。
- (3) 提案書に虚偽の記載した者。
- (4) 提案書説明書に違反する表現をした者。
- (5) 本件プロポーザルの公表をした以後、委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めた者。
- (6) その他選定委員会が不適格と認めた者。

17 業務の委託

- (1) 要綱第16条に基づき内定者と発注業務の仕様内容について協議する。
- (2) 契約は、白糠町財務会計規則の規定に定めるところにより内定者と随意契約により締結する。
- (3) 本業務の委託期間は、「2 業務概要の(3)」のとおりとする。

18 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、白糠町情報公開条例（平成12年白糠町条例第57号）に基づき、開示する場合がある。
- (3) 提出された書類は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。
- (5) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本基準及び計量法によるものとする。

(6) 提案者が以下の条件の一つに該当する場合には、無効になることがある。

- ① 提案者の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- ② 提案書説明書に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項示された条件に適合しないもの。
- ③ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。